

令和8年度 排水設備工事責任技術者認定試験案内

石川県下水道協会排水設備工事責任技術者の資格認定に関する規程第3条の規定により、排水設備工事責任技術者認定試験を下記のとおり実施します。

1 試験会場

石川県地場産業振興センター 本館 第1研修室（金沢市鞍月2丁目1番地）

※会場へのアクセス、地図は石川県地場産業振興センターのホームページをご覧ください。

<https://www.isico.or.jp/site/jibasan/>



石川県地場産業振興センターHP

2 試験日 10月13日（火）

3 試験時間

受付開始	午後1時
注意事項等	午後1時30分～午後1時45分（15分）
試験時間	午後1時45分～午後3時45分（120分）

4 受験資格

【試験の受験資格】

試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。※学籍に関する基準日：試験実施日、実務経験に関する基準日：受験申込日

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者

※申込時に卒業を証明する書類の提示が必要となります。
※「これに相当する課程」は、次に掲げる課程とする。
① 土木科、農業土木科及び農業工学科
② 建築科、建築工学科及び設備工学科
③ 衛生工学科
④ 前3号に相当するものとして会長が認める課程

- (2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施行に関し1年以上の実務経験を有する者

※申込時に卒業を証明する書類の提示が必要となります。
※申込時に指定工事業業者における実務経験の証明が必要となります。

- (3) 排水設備工事等の設計又は施行に関し2年以上の実務経験を有する者

※申込時に指定工事業業者における実務経験の証明が必要となります。

- (4) 前3号に掲げる者に準ずる者として別に定める者

※「別に定める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業訓練施設において配管科を修了した者

※申込時に卒業を証明する書類の提示が必要となります。

- ② 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施行に関して1年以上の実務の経験を有する者

※申込時に卒業を証明する書類の提示が必要となります。
※申込時に指定工事業業者における実務経験の証明が必要となります。

- ③ 農業集落排水施設等の工事の設計又は施行に関して2年以上の実務の経験を有する者

※申込時に指定工事業業者における実務経験の証明が必要となります。

- ④ 前3号に掲げる者に準ずる者として会長が認める者

【注意】

上記【試験の受験資格】に該当する場合であっても、次の各項目に該当する人は、試験を受験することができません。

- (1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 試験の合格を取消され又は責任技術者としての登録を抹消され、その取消し又は抹消の日から2年を経過していない者 ※基準日：試験実施日

5 特例登録制度

(1) 外部登録制度

県外で有効な排水設備工事責任技術者の資格を有している人を、特例的に、試験を行うことなく石川県下水道協会において責任技術者として登録します。（登録手数料4,000円）

(2) 認定試験免除登録制度

建設業法に規定される1級管工事施行管理技士の資格を有する方は、4の受験資格を有し、かつ、石川県下水道協会HP協会の実施する講習を受講していただくことで、特例的に、試験を免除し、石川県下水道協会において責任技術者として登録します。（登録手数料4,000円）

特例登録制度について、詳しくは石川県下水道協会ホームページをご覧ください。

<https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/ishikawaswa/>



6 試験の形式

- (1) 試験の出題範囲は、下水道法令及び「下水道排水設備指針と解説」の項目とする。
- (2) 出題問題数は、30問とする。
- (3) 出題形式は、択一式、穴埋め式、○×式を組み合わせたものとする。
- (4) 解答方式は、マークシート方式とする。
- (5) 出題分野は、法令分野と技術分野に区分し、出題及び配点の割合を各々3:7とする。
- (6) 100点満点とする。
- (7) 合格基準は、総得点70点以上かつ法令・技術の各区分の得点率が50%以上の者とする。

7 試験当日の持ち物

- (1) 受験票（持参されない場合、受験できません。紛失した場合、事前にご連絡ください。）
- (2) HB以上の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム
- (3) 電卓（任意、音の出ない物）ただし、時計や携帯電話等、電卓以外の計算機能を持つ電子機器の使用は認めません。使用した場合は不正行為とします。

8 試験に関する注意事項

- (1) 試験開始後30分間まで、遅刻者の入室を認めますが、この間の中途退室は認めません。
- (2) 試験開始後30分経過後から試験終了30分前までは中途退室を認めます。この場合、退出者はその時点で試験終了として、試験問題及び解答用紙は回収します。また退出者の再入室は認めません。
- (3) 試験問題及び解答用紙は回収しますので、持ち帰らないでください。持ち帰った場合は、不正行為とします。なお、受験票への問題の写し取りも不正行為とします。
- (4) 不正行為を発見した場合、当該受験者は不合格とします。
- (5) 試験中は係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、退場していただくことがあります。
- (6) 試験中は次の機器の使用を禁じます。
携帯電話、スマートフォン、通信機能が付いている電子機器（スマートウォッチ、スマートグラス等）
- (7) 机の上には、受験票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、電卓以外の物は置かないでください。
- (8) 携帯電話、スマートフォン等の着信音にご配慮ください。

9 受験申込受付期間及び場所

受付期間	7月1日（水）～7月31日（金）
受付場所	石川県下水道協会あて郵送又は持参 〒920-0031 金沢市広岡3丁目3番30号 石川県下水道協会（金沢市企業局企業総務課内） ※持参の場合は、平日 午前10時から午後5時まで ※郵送の場合は、締切日当日消印有効
その他	・角形2号の封筒に申込書類を入れ、封筒の表面に「責任技術者受験」と朱書きし、簡易書留にて送付してください。（封筒に差出人の住所及び氏名を記入してください。） ・複数人の申込書類を1つの封筒に同封しないでください。

10 受験手数料

8,000円（非課税） ※石川県下水道協会では、領収書の発行は行っておりません。


11 手数料の振込

○振込先

銀行名	北國銀行
支店名	金沢市役所支店
口座種別	普通
口座番号	22864
口座名義	イシカワケンゲスイドウキョウカイ

- (1) 必ず**受験者名**で**個人別**に振り込んでください。
- (2) 振込の際は、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義が正しいことをご確認のうえ、振り込んでください。
- (3) 振込に伴う各種手数料は、各自でご負担ください。
- (4) 振込の事実がわかるもの（振込明細の写し又は原本）を申込書の所定の欄に貼付してください。
※ネットバンキングからの振込等で、貼付ができない場合は、以下の①②③を記入してください。
①振込年月日
②振込額
③受験者名
- (5) 石川県下水道協会窓口での手数料受領は、行っておりません。

12 受験申込に必要な書類

①排水設備工事責任技術者認定試験受験申込書	石川県下水道協会ホームページからダウンロードしてください。 https://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/ishikawaswa/ ※石川県下水道協会又は各市町の担当部署窓口でも配布します。	
②受験資格証明	卒業証明書、実務経験証明等	
③住民票の写し（原本）	申込日において発行日から3か月以内のもの（コピー不可）	
④証明写真（カラー）同一のもの3枚	・縦3cm×横2.4cmで枠なし ・申込日において直近6か月以内撮影、上半身脱帽、無背景 ・不鮮明なものや、スナップ写真、サングラスをかけたもの等は不可 ・普通紙印刷やコピーは不可（プリンターで印刷する場合は、厚さ0.23mm以上の印画紙を使用） ・2枚は、裏面に氏名、生年月日を記入のうえ、申込書、受験票にのりで貼り付けてください。 ・もう1枚は、裏面に氏名、生年月日を記入のうえ、申込書と一緒に提出してください。	
⑤手数料振込明細の写し又は原本	・振込の事実がわかるもの（振込明細の写し又は原本）を申込書の所定の欄に貼付してください。	
⑥受験票返信用封筒	・長3封筒（120mm×235mm）の表面に110円分の切手を貼付し、受験票送付先の宛先（郵便番号、住所、氏名）を記入してください。（氏名の後ろにはあらかじめ「様」と記入してください。） ・宛先は、個人名の記入があれば、勤務先でも構いません。（必ず受験者本人に受験票が届く住所を記入してください。）	

石川県下水道協会 HP

13 受験票の送付 9月中旬に発送

- (1) 9月25日（金）を過ぎても届かない場合は、必ず石川県下水道協会までご連絡ください。
- (2) 受験票を受領後は、記載事項を確認し、試験当日まで大切に保管してください。（受験日当日は、会場に受験票の持参が必要です。受験票を持参されない場合、受験できません。紛失した場合、事前にご連絡ください。）

14 合格発表 11月25日（水）

- (1) 石川県下水道協会ホームページに合格者の受験番号を掲載します。（合格者には、別途合格通知書を郵送します。）
- (2) 電話やメールでの可否に関する問い合わせには、応じられません。
- (3) 合格者は、石川県下水道協会において責任技術者として登録を受けようとする場合は、登録の申請が必要です。登録の申請方法は、合格通知に同封します。登録手続完了後、責任技術者証を交付します。（登録手数料4,000円）

15 責任技術者証の効力

- (1) 交付を受けた責任技術者証は、石川県内の市町で有効となります。
- (2) 有効期間は合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとなっており、継続する場合は更新講習の受講が義務付けられています。

16 認定試験受験講習会

当協会では、認定試験受験講習会は実施していません。

公益社団法人日本下水道協会が「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」、「排水設備工事責任技術者試験標準問題集」を発行しています。

また、東京都下水道サービス（株）がeラーニング 排水設備工事責任技術者試験 準備講座を行っています。

（参考）

公益社団法人日本下水道協会 発行図書一覧

<https://www.jswa.jp/publication/list/>

東京都下水道サービス（株）eラーニング 排水設備工事責任技術者試験 準備講座

<https://www.tgs-sw.co.jp/haisui-engineer/elearning/>



日本下水道協会



東京都下水道サービス

17 その他

- (1) 申込の際に提出いただいた申込書及び添付書類の返却はいたしません。受理できなかった場合も返却はいたしませんのでご了承願います。
- (2) 本件にかかる個人情報については、排水設備工事責任技術者認定、登録以外の目的で使用することはありません。

18 受験申込についての問い合わせ

石川県下水道協会

電話番号 076-220-2374（平日 午前10時～午後5時）

19 各市町担当部署連絡先

市町名	担当部署	電話番号
金沢市	企業総務課	076-220-2374
七尾市	上下水道課	0767-53-1972
小松市	上下水道管理課	0761-24-8158
輪島市	上下水道局	0768-22-2220
珠洲市	上下水道課	0768-82-7786
加賀市	下水道課	0761-72-7955
羽咋市	上下水道課	0767-22-7133
かほく市	上下水道課	076-283-7106
白山市	上下水道課	076-274-8130

市町名	担当部署	電話番号
能美市	上下水道課	0761-58-2261
野々市市	上下水道課	076-227-6096
津幡町	上下水道課	076-288-6238
内灘町	都市建設課	076-286-6718
志賀町	上下水道課	0767-32-9251
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
中能登町	生活環境課	0767-72-3925
穴水町	上下水道課	0768-52-3130
能登町	建設水道課	0768-62-4722